

## 令和5年度岡山市高齢者・障害者施設等運営支援金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の影響による電気・ガス料金を含む物価高騰の影響を受けている岡山市内の高齢者・障害者施設等（以下「各施設」という。）の負担を軽減し、サービスの質の低下を防ぐため各施設に対し予算の範囲内で高齢者・障害者施設等運営支援金（以下「支援金」という。）を支給するに当たり、必要な事項を定める。

### (支給対象者)

第2条 支援金の対象となる事業所（以下「対象事業所」という。）は、令和5年10月1日時点で岡山市内において事業を行っている、介護保険法（平成9年法律第123号）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）、児童福祉法（昭和22年法律第164号）、生活保護法（昭和25年法律第144号）、老人福祉法（昭和38年法律第133号）等に規定されるものうち、別表1に掲げる事業所であって、支援金申請時点で事業を継続しているもの。

### (支給額)

第3条 別表1の入所施設1における支援金の額は、次の各号に掲げる額の合計額と、物価高騰による施設運営費の年間増加相当額とを比較して、低い方の額から令和5年度岡山県医療・福祉施設等物価高騰対策支援金交付要綱に定める支援金（以下「県支援金」という。）を減じた額とする。ただし、宿泊型自立訓練事業所及び共同生活援助事業所については、第1号により算出した額に3分の2を乗じて得た額及び第2号により算出した額の合計額と、物価高騰による施設運営費の年間増加相当額とを比較して、低い方の額から県支援金を減じた額とし、指定管理者については、対象事業所の管理運営に係る指定管理料として、光熱水費が加算されている場合に限り、第1号により算出した額と、物価高騰による施設運営費における、食材料費の年間増加相当額とを比較して、低い方の額から県支援金を減じた額とする。

(1) 別表2の食材料費1の基準額に令和5年4月（令和5年5月以降に対象事業所を開始した場合は開始月とする。以下同じ。）から9月（令和5年10月1日に対象事業所を開始した場合は10月とする。以下同じ。）までの延利用者数を開所日数で除して得た人数（小数点第1位以下に端数が生じた場合は、これを切り捨てる。また、算出した人数が定員数を超える場合は定員数とする。以下同じ。）を乗じて得た額に、令和5年4月から令和6年3月までの開所月数を乗じて得た額。

(2) 別表2の光熱水費の基準額に令和5年4月から9月までの延利用者数を開所日数で除して得た人数を乗じて得た額に、令和5年4月から令和6年3月までの開所月数を乗じて得た額。

2 別表1の入所施設2における支援金の額は、次の各号に掲げる額の合計額と、物価高

騰による施設運営費の年間増加相当額とを比較して、低い方の額から県支援金を減じた額とする。ただし、福祉ホームについては、第1号により算出した額に3分の2を乗じて得た額及び第2号により算出した額の合計額と、物価高騰による施設運営費の年間増加相当額とを比較して、低い方の額とし、指定管理者については、対象事業所の管理運営に係る指定管理料として、光熱水費が加算されている場合に限り、第1号により算出した額と、物価高騰による施設運営費における、食材料費の年間増加相当額とを比較して、低い方の額から県支援金を減じた額とする。

(1) 別表2の食材料費2の基準額に令和5年4月から9月までの延利用者数を開所日数で除して得た人数を乗じて得た額に、令和5年4月から令和6年3月までの開所月数を乗じて得た額。

(2) 別表2の光熱水費の基準額に令和5年4月から9月までの延利用者数を開所日数で除して得た人数を乗じて得た額に、令和5年4月から令和6年3月までの開所月数を乗じて得た額。

3 別表1の通所施設における支援金の額は、前項第1号及び第2号の合計額に3分の1を乗じて得た額と、物価高騰による施設運営費の年間増加相当額とを比較して、低い方の額から県支援金を減じた額とする。ただし、食事を提供しない通所施設については、前項第2号により算出した額に3分の1を乗じて得た額と、物価高騰による施設運営費の年間増加相当額とを比較して、低い方の額から県支援金を減じた額とする。

4 前各項の物価高騰による施設運営費の年間増加相当額は次の各号による。

(1) 施設運営費は、施設の運用に要する光熱水費、燃料費及び食材料費とする。ただし、消費税及び地方消費税相当額を除くものとする。

(2) 令和3年4月1日以前に対象事業所を開始した場合の物価高騰による施設運営費の年間増加相当額は、令和5年4月1日から令和5年8月31日までの施設運営費に5分の12を乗じて得た額から、別表1の入所施設1にあつては令和3年度の施設運営費を、入所施設2及び通所施設にあつては令和4年度の食材料費並びに令和3年度の光熱水費及び燃料費を減じた額とする。

(3) 令和3年4月2日以降令和4年3月1日以前に対象事業所を開始した場合の物価高騰による施設運営費の年間増加相当額は、令和5年4月1日から令和5年8月31日までの施設運営費に5分の12を乗じて得た額から、別表1の入所施設1にあつては運営開始月から令和4年3月までの施設運営費に運営開始月から令和4年3月までの月数分の12を乗じて得た額を、入所施設2及び通所施設にあつては運営開始月から令和4年3月までの光熱水費、燃料費に運営開始月から令和4年3月までの月数分の12を乗じて得た額と令和4年度の食材料費を減じた額とする。

(4) 令和4年3月2日以降令和5年3月1日以前に対象事業所を開始した場合の物価高騰による施設運営費の年間増加相当額は、令和5年4月1日から令和5年8月31日までの施設運営費に5分の12を乗じて得た額から、運営開始月（令和4年3月31日以

前に対象事業所を開始した場合の運営開始月は令和4年4月とする。以下この号において同じ。)から令和5年3月までの施設運営費に運営開始月から令和5年3月までの月数分の12を乗じて得た額を減じた額とする。

(5) 令和5年3月2日以降令和5年10月1日以前に対象事業所を開始した場合の物価高騰による施設運営費の年間増加相当額は、運営開始日から申請日までの間の任意の一月における施設運営費と別の一月における施設運営費との差額に、運営開始月(令和5年3月31日以前に対象事業所を開始した場合の運営開始月は令和5年4月とする。)から令和6年3月までの月数を乗じて得た額とする。

5 支援金の額に、100円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

(支給条件)

第4条 支援金は、次の各号に掲げる条件にすべて同意する場合に支給する。

(1) 令和6年3月31日までは、食費等利用者負担額の値上げを行わず、利用者のサービスを低下させないよう努めること。

(2) 支援金は、年度中に全額を食材料費、光熱水費、燃料費等物価高騰に係る経費に充当すること。

(3) 令和6年3月31日までは事業を継続すること。

(申請受付期間)

第5条 支援金に係る申請受付期間は、令和5年10月1日から令和5年12月28日までとする。ただし、支援金の支給を受けようとする者(以下「申請者」という。)が郵送で申請をした場合、申請期限までの日付の消印があるものについては、申請期限までに申請されたものとみなす。

(申請及び請求の方法)

第6条 申請者は、支援金の支給を受けようとするときは、令和5年度岡山市高齢者・障害者施設等運営支援金申請書兼請求書(様式第1号)及びその他市長が必要と認める書類を前条に規定する申請受付期間内に市長に提出しなければならない。

2 支援金の支給は、同一の対象事業所において1回に限り受けることができる。

(支給の決定等)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類の審査により、支援金の支給の適否を決定するものとする。

2 市長は、支援金を支給することを決定したときは、令和5年度岡山市高齢者・障害者施設等運営支援金支給決定通知書(様式第2号)により、支援金を支給しないことを決定したときは、令和5年度岡山市高齢者・障害者施設等運営支援金不支給決定通知書(様式第3号)により、申請者に通知するものとする。

(支給決定の取消し)

第8条 市長は、前条の規定により支援金が支給されることが決定した者(以下「受給者」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、支援金の支給の決定の全部又

は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により支援金の支給を受けたとき。
- (2) 支援金を他の用途に使用したとき。
- (3) 前各号のほか支援金の支給決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき、又は市長の指示・命令に従わなかったとき。

2 市長は、前項の規定により支援金の支給の決定を取り消したときは、当該取消しに係る部分に関し、当該受給者に対して令和5年度岡山市高齢者・障害者施設等運営支援金返還決定通知書兼返還命令書（様式第4号）により通知するとともに支援金の返還を命じるものとする。

（加算金等）

第9条 支給を受けた受給者は前条第1項に定める事由による取り消しを受けた場合において、前条第2項の規定による支援金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る支援金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該支援金の額につき年利10.95パーセントの割合で計算した加算金を市に納付しなければならない。

2 支給を受けた受給者が、支援金の返還を命ぜられ、これを納付期日までに納付しなかったときは、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額（前項の規定による加算金を除く。）につき年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を市に納付しなければならない。

（受給権の譲渡又は担保の禁止）

第10条 支援金の支給を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供してはならない。

（支援金の経理等）

第11条 支援金の支給を受けた者は、支援金対象経費に係る帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して整理し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければならない。

2 支援金の支給を受けた者は、前項の帳簿及び証拠書類を支援金受領の日の属する年度の終了後5年間、保存しておかなければならない。

（補則）

第12条 要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年9月28日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

別表 1

施設種別等	
入所施設 1	特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設、短期入所生活介護事業所、短期入所療養介護事業所、施設入所支援事業所、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設（療養介護）、短期入所事業所、宿泊型自立訓練事業所、共同生活援助事業所、救護施設、養護老人ホーム、軽費老人ホーム
入所施設 2	認知症対応型共同生活介護事業所、特定施設（養護老人ホーム、軽費老人ホームを除く）、（介護予防）小規模多機能型居宅介護事業所（宿泊サービスに限る）、看護小規模多機能型居宅介護事業所（宿泊サービスに限る）、福祉ホーム
通所施設	通所介護事業所、（介護予防）通所リハビリテーション事業所、地域密着型通所介護事業所、（介護予防）認知症対応型通所介護事業所、（介護予防）小規模多機能型居宅介護事業所（通いサービスに限る）、看護小規模多機能型居宅介護事業所（通いサービスに限る）、第1号通所事業所、生活介護事業所、自立訓練（機能訓練）事業所、自立訓練（生活訓練）事業所、就労移行支援事業所、就労継続支援A型事業所、就労継続支援B型事業所、児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所、地域活動支援センター、小規模作業所、日中一時支援事業所、救護施設

別表 2

項目	基準額
食材料費 1	2, 300円/人月
食材料費 2	1, 500円/人月
光熱水費	1, 400円/人月

(様式第1号)

令和5年度岡山市高齢者・障害者施設等運営支援金申請書兼請求書

年 月 日

岡山市長 様

申請者 住所又は所在地  
法人名  
代表者職・氏名

令和5年度において、岡山市高齢者・障害者施設等運営支援事業の対象事業者として要件を満たしているため、岡山市高齢者・障害者施設等運営支援金交付要綱第6条の規定に基づき、申請及び請求します。申請に当たっては、同要綱に定める条項の適用を受けることについて同意します。

事業所番号		施設・事業所名	
施設種別等			
施設・事業所の住所又は所在地		〒 岡山市 区	
電話番号	( ) -	事務担当者氏名	
FAX番号	( ) -	担当者連絡先(携帯可)	( ) -
施設形態	<input type="radio"/> 入所施設 <input type="radio"/> 通所施設	支給対象利用者数	人
事業開始年月	年 月		
食事提供 ※通所施設のみ記入	<input type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無	※直営や委託等で食事提供している場合に限る。 (単なる弁当注文等は対象外)	
支援金額	※金額の積算にあたっては、高齢者・障害者施設等運営支援金交付要綱第3条の規定により算出すること。		円
以下の事項についての同意		<input type="checkbox"/> 同意します	
・令和6年3月31日までは、食費等利用者負担額の値上げを行わず、利用者のサービスを低下させないよう努めます。 ・支援金は、年度中に全額を食材料費、光熱水費、燃料費等物価高騰に係る経費に充当します。 ・令和6年3月31日までは、事業を継続します。			
振込先	※施設種別等が、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、養護老人ホームは記入不要。		
(ヨミガナ)		金融機関番号	
金融機関名			
(ヨミガナ)		支店コード	
支店名			
預金種目		口座番号	
(ヨミガナ)			
口座名義人			

※添付資料  支援金計算シート

(様式第2号)

第 号  
令和 年 月 日

令和5年度岡山市高齢者・障害者施設等運営支援金支給決定通知書

様

岡山市長 大森 雅夫

申請されました標記の支援金について、審査の結果、下記のとおり支給決定しましたので、令和5年度岡山市高齢者・障害者施設等運営支援金交付要綱第7条第2項の規定により通知します。

記

1. 支援金名

高齢者・障害者施設等運営支援金

2. 施設・事業所名

3. 支給額

円

(様式第3号)

令和5年度岡山市高齢者・障害者施設等運営支援金不支給決定通知書

年 月 日

様

岡山市長 大森 雅夫

申請されました標記の支援金について、審査の結果、下記のとおり不支給決定しましたので、令和5年度岡山市高齢者・障害者施設等運営支援金交付要綱第7条第2項の規定により通知します。

記

1. 施設・事業所名
2. 不支給決定理由



(様式第4号)

令和5年度岡山市高齢者・障害者施設等運営支援金返還決定通知書兼返還命令書

年 月 日

様

岡山市長 大森 雅夫

標記のことについて、令和5年度岡山市高齢者・障害者施設等運営支援金交付要綱第8条第2項の規定により、以下のとおり決定したので通知し、返還を命じます。

記

1. 施設・事業所名
2. 返還金額
3. 返還事由
4. 返還期限
5. 返還方法

円